

(略)

東京都監査委員	清 水 やすこ
同	神 林 茂
同	友 渕 宗 治
同	岩 田 喜美枝
同	松 本 正一郎

平成31年3月20日付けで受け付けた住民監査請求については、請求の要件を審査した結果、下記の理由により、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条に定める住民監査請求として要件を欠いているものと認められました。よって、法第242条第4項に定める監査を実施しないこととしたので通知します。

記

本件請求において、請求人は、第一に、区市町村における生活保護に係る事務処理が適法に行われていないこと、第二に、区市町村が行う法定受託事務に係る審査請求による代執行等や勧告及び助言の管理を都知事が違法に怠っていること、第三に、法第242条第4項の規定による監査を都監査委員が実施しない場合の請求人への通知書類に「通知書」と題されていないため公文書変造に該当するなどの不備があること、これらを問題として、生活保護第1号法定受託事務に関する福祉保健局保護課職員全員及び都知事の職務執行の一切の停止の勧告などの措置を求めているものと解される。

法第242条第1項に定める住民監査請求の対象は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員についての、違法・不当な①公金の支出、②財産の取得・管理・処分、③契約の締結・履行、④債務その他の義務の負担、⑤公金の賦課・徴収を怠る事実、⑥財産の管理を怠る事実に限定されており、これらのいずれかに該当すると認めるとき、当該普通地方公共団体の住民が監査を求め、損害補填の措置等を請求できるものである。

本件請求において請求人が問題としている行為又は怠る事実(以下「行為等」という。)のうち、前述、第一に掲げるものは区市町村の行為等であると解されることから、都に

おける住民監査請求の対象とはなり得ない。また、前述、第二に掲げるものは法に基づき都が区市町村に対して行う助言・勧告等の関与の行為等と解され、前述、第三に掲げるものは都への住民監査請求に対する監査委員の審査の結果に付随する行為等と解されるが、これらは、住民監査請求の対象である上記①から⑥のいずれにも該当せず、同様に、住民監査請求の対象とはなり得ない。

よって、本件請求は、法第242条に定める住民監査請求として不適法である。